

答弁書第三号

内閣参質一五五第三号

平成十四年十二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員小川敏夫君提出歯科医師の警察協力医制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小川敏夫君提出歯科医師の警察協力医制度に関する質問に対する答弁書

一について

身元確認を目的とした死体の歯の鑑定に必要な資機材（以下「鑑定資機材」という。）については、警察において所要の予算措置を講じており、全国都道府県警察に開口器約千四百個、携帯型の歯科用エックス線装置約七十台等が配備されているところである。

災害等の発生に際しては、都道府県警察における鑑定資機材の配備状況等を踏まえ、災害等の規模に応じて鑑定資機材の広域的活用を図るなどして、身元不明死体の身元確認業務を適切に行っていくこととしている。

二について

都道府県警察に協力を要請された歯科医師が歯の鑑定を行うに当たっては、都道府県警察が歯科医師に鑑定資機材を提供する場合のほか、鑑定を円滑に行うために歯科医師が鑑定資機材を持参する場合もあると承知している。

身元不明死体の身元確認のための歯の鑑定に当たっては、鑑定資機材の利用に関することを含め、今後

とも、都道府県警察と歯科医師との間で緊密な協力関係を保つことにより、鑑定が円滑に行われるよう努めていくこととしている。